

広域食育推進民間活動支援事業 変更点のご案内

○窓口が変更となります

これまで東京都産業労働局農林水産部食料安全課にて補助金の申請受付、審査、支払等を行って参りましたが、令和3年度より公益財団法人東京都農林水産振興財団(以下、「財団」と言う。)が事業実施主体となり、皆さまの食育活動の支援を行って参ります。

これにより、補助金申請書等書類の提出先が財団となる他、活動を進めるにあたってのご相談やご報告は財団が窓口となります。また、財団の策定する要綱等に基づく活動支援となるため、交付申請書等の様式が変更となります。ご注意ください。

※令和3年度実施分の需要量調査及び審査のみ、食料安全課で行います。

～財団のご紹介～

財団は、東京都の政策連携団体であり、東京都内において、農林水産業の担い手となる後継者の確保育成や農林水産業の振興、森林保全整備、緑化推進事業等を行い、都市と調和する農林水産業の振興、うるおいと活力ある都民生活の向上、感性豊かな次世代の育成に寄与することを目的に設立された公益財団法人です。毎年度、東京都食育フェアに出展する他、「東京農林水産フェア」や「家畜ふれあいデー」等を主催し、東京の農業や農畜産物の普及啓発を行っており、食育活動団体としてのノウハウを有しています。

公式 HP : <https://www.tokyo-aff.or.jp/>

○平成28年度からの支援回数上限を撤廃します

都は、令和2年度末に「東京都食育推進計画」の改定を行う予定です(次期計画期間:令和3年度～令和7年度)。取組指標の達成に向けて更に食育を推進する必要があることから、平成28年度以降、5回にわたり補助事業の実績がある団体につきましても、令和3年度の補助申請が可能です。

※補助金の申請額が予算額を超える場合、平成28年度以降の補助事業実績が5回未満の団体を優先し、補助金額の調整をさせていただくことがあります。

○補助対象期間を設定します

交付決定日から令和4年2月15日までに完了する事業が補助対象です。この期間内に発注、契約、実施、支払いが完了する経費が補助対象です。また、実績報告書の提出締切は令和4年2月28日です。事業完了後、速やかに実績報告書のご提出をお願いいたします。

